

## 基本施策 4 地域福祉・生活困窮者支援



## 基本施策 4 「地域福祉・生活困窮者支援」

### ◆ 1. 第 4 次船橋市地域福祉計画

#### 【福祉政策課】

少子高齢化や核家族化が急速に進み、人々の価値観も多様化している中で、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

こうした状況を踏まえて「市民の誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らし続けることのできる船橋」を創出するため、地域と行政の役割分担のあり方や、「市民」「地域」「行政」のそれぞれが取り組んでいくべき施策を掲げたものが「船橋市地域福祉計画」であり、メインテーマを「コミュニケーション  
シティ船橋の創出」としています。

船橋市地域福祉計画は、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画が施行され、新たに令和4年度から第4次計画が施行されました。その間、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

第4次計画は、市における地域福祉推進の基本方針であると共に、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。これまでの第3次計画の施策項目を継承しながら、3つの柱（柱1 心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～、柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～、柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～）と1つの土台（地域福祉推進のための仕組みづくり～活気と温もりのある地域を目指して～）を基本方針として定め、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策に定めています。

重点施策を推進することで、①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する地域づくりに向けた支援、②社会とのつながりを作るための支援を行う参加支援、③世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談支援という3つの支援を進め、「地域共生社会」の実現を目指します。

## 施策１「地域福祉の体制整備」

### １．福祉サービスに関する苦情解決制度

【福祉政策課】

社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業において市が提供する福祉サービスについて、サービス利用者からの苦情申し出に対し、各施設の苦情解決責任者による苦情解決を行うほか、サービス利用者から申し出があった場合には、中立・公正な立場である第三者委員が苦情の申し出者と施設関係者との話し合いの場に立ち会い、必要に応じて助言をすることで、苦情解決に努めます。

苦情受付件数

| 年度      | ３ |        | ４  |        | ５  |        |
|---------|---|--------|----|--------|----|--------|
|         | 件 | %      | 件  | %      | 件  | %      |
| 高齢者福祉施設 | ０ | ０.００   | ０  | ０.００   | ０  | ０.００   |
| 障害者福祉施設 | ５ | ６２.５０  | ０  | ０.００   | ２  | ２０.００  |
| 児童福祉施設  | ３ | ３７.５０  | １５ | １００.００ | ８  | ８０.００  |
| その他     | ０ | ０.００   | ０  | ０.００   | ０  | ０.００   |
| 合 計     | ８ | １００.００ | １５ | １００.００ | １０ | １００.００ |

苦情受付方法

| 年度      | ３ |        | ４  |        | ５  |        |
|---------|---|--------|----|--------|----|--------|
|         | 件 | %      | 件  | %      | 件  | %      |
| 面談      | ４ | ５０.００  | ８  | ５３.３４  | ３  | ３０.００  |
| 電話      | ４ | ５０.００  | ３  | ２０.００  | ６  | ６０.００  |
| 書面      | ０ | ０.００   | ２  | １３.３３  | ０  | ０.００   |
| FAX・その他 | ０ | ０.００   | ２  | １３.３３  | １  | １０.００  |
| 合 計     | ８ | １００.００ | １５ | １００.００ | １０ | １００.００ |

申出人との関係

| 年度   | ３ |        | ４  |        | ５  |        |
|------|---|--------|----|--------|----|--------|
|      | 件 | %      | 件  | %      | 件  | %      |
| 本人   | ０ | ０.００   | ０  | ０.００   | ０  | ０.００   |
| 親・子供 | ７ | ８７.５０  | １２ | ８０.００  | ９  | ９０.００  |
| その他  | １ | １２.５０  | ２  | １３.３３  | １  | １０.００  |
| 不明   | ０ | ０.００   | １  | ６.６７   | ０  | ０.００   |
| 合 計  | ８ | １００.００ | １５ | １００.００ | １０ | １００.００ |

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 苦情の内容

| 年度       | 3 |        | 4  |        | 5  |        |
|----------|---|--------|----|--------|----|--------|
|          | 件 | %      | 件  | %      | 件  | %      |
| 職員の接遇    | 3 | 37.50  | 3  | 20.00  | 3  | 30.00  |
| サービスの質や量 | 4 | 50.00  | 9  | 60.00  | 1  | 10.00  |
| 説明・情報提供  | 1 | 12.50  | 0  | 0.00   | 6  | 60.00  |
| 利用料      | 0 | 0.00   | 0  | 0.00   | 0  | 0.00   |
| 被害・損害    | 0 | 0.00   | 0  | 0.00   | 0  | 0.00   |
| 権利侵害     | 0 | 0.00   | 0  | 0.00   | 0  | 0.00   |
| その他      | 0 | 0.00   | 3  | 20.00  | 0  | 0.00   |
| 合 計      | 8 | 100.00 | 15 | 100.00 | 10 | 100.00 |

### 苦情解決の方法

| 年度        | 3 |        | 4  |        | 5  |        |
|-----------|---|--------|----|--------|----|--------|
|           | 件 | %      | 件  | %      | 件  | %      |
| 利用者への説明   | 3 | 37.50  | 3  | 20.00  | 7  | 70.00  |
| 接遇改善      | 2 | 25.00  | 3  | 20.00  | 2  | 20.00  |
| サービス内容の改善 | 2 | 25.00  | 4  | 26.67  | 1  | 10.00  |
| その他       | 1 | 12.50  | 5  | 33.33  | 0  | 0.00   |
| 継続中       | 0 | 0.00   | 0  | 0.00   | 0  | 0.00   |
| 合 計       | 8 | 100.00 | 15 | 100.00 | 10 | 100.00 |

## 2. 地域福祉活動助成金交付事業

### 【地域福祉課】

「福祉と緑の都市宣言」に伴う記念事業のひとつである、福祉基金の設置により、基金から生じる運用収入等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉の推進を目的とする事業に対して助成金を交付しています。

《助成対象事業》

- (1) 船橋市地域福祉計画を推進するための事業
- (2) 在宅福祉の普及・向上に資する事業
- (3) 健康・生きがいくりの推進に資する事業
- (4) ボランティア活動の活性化に資する事業
- (5) その他、地域福祉の推進に資する事業

### 交付実績

| 年度                 | 3         | 4         | 5         |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 地域福祉活動助成金交付額(円)    | 1,553,000 | 2,328,000 | 2,533,000 |
| 地域福祉活動助成金交付団体数(団体) | 15        | 19        | 19        |

### 3. 民生委員・児童委員

#### 【地域福祉課】

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内 24 地区に定数 794 人（主任児童委員 55 人含む）を基準に配置されています。

主な活動は、高齢者をはじめ、障害者、児童、ひとり親世帯、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行うとともに、関係行政機関とのパイプ役となるなど、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

### 4. 船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金

#### 【地域福祉課】

社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会が行う地域での福祉サービス等を実施する活動に対して補助金を交付しています。

#### (1) 船橋市社会福祉協議会活動促進事業補助金

##### 交付実績

(単位：円)

| 年度        | 3          | 4          | 5          |
|-----------|------------|------------|------------|
| 活動促進事業補助金 | 70,884,270 | 76,111,580 | 84,605,239 |

#### (2) 補助金の主な対象事業

##### ①ミニデイサービス事業

ひとり暮らし及び日中一人になる高齢者でひきこもりがちな方・介護保険認定外（自立判定者）の方を対象とし、健康チェックや軽体操等を行う中で、生きがいつくりの場の提供を行うミニデイサービス事業に補助金を交付しています。

##### ミニデイサービス事業実施状況

| 年度          | 3   | 4     | 5      |
|-------------|-----|-------|--------|
| 開催回数（回）     | 48  | 283   | 548    |
| 延参加人数（人）    | 803 | 9,689 | 11,218 |
| 延ボランティア数（人） | 459 | 2,784 | 5,510  |

## ②ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民の誰もが自由に参加でき、参加者自身が内容について企画する中で、趣味やレクリエーション（ゲーム等）を通じ、世代を超えた仲間づくりの場の提供を行うふれあい・いきいきサロン事業に補助金を交付しています。

ふれあい・いきいきサロン事業実施状況

| 年度          | 3   | 4     | 5     |
|-------------|-----|-------|-------|
| 開催回数（回）     | 33  | 246   | 597   |
| 延参加人数（人）    | 391 | 3,314 | 9,660 |
| 延ボランティア数（人） | 217 | 1,500 | 3,246 |

## 5. 生活支援体制づくり推進事業

【地域福祉課】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい・予防・生活支援・介護・医療が一体的に切れ目なく提供されるサービス提供体制の構築を目指し、その生活支援サービスの充実に向け、地域資源の開発・支援及びネットワークの構築をすすめ、地域で支える取り組みを支援するため、生活支援コーディネーターを地区社協に配置しています。

設置地区社協数（単位：個所）

| 年度    | 3  | 4  | 5  |
|-------|----|----|----|
| 配置地区数 | 24 | 24 | 24 |

## 6. 災害見舞金等支給制度

【地域福祉課】

被災者の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給します。

また、死亡した方の遺族または葬祭を行う方に対し、弔慰金を支給します。

災害見舞金及び災害弔慰金（単位：円）

| 区分    | 見舞金額            |          |            |
|-------|-----------------|----------|------------|
|       | 単身者             | 一般世帯(2人) | 一般世帯(3人以上) |
| 全焼(壊) | 30,000          | 50,000   |            |
| 半焼(壊) | 20,000          | 30,000   |            |
| 消火冠水  | 10,000          | 20,000   |            |
| 床上浸水  | 20,000          | 40,000   | 50,000     |
| 死亡弔慰金 | 1人につき 100,000 円 |          |            |

## 7. 住宅等災害復旧資金利子補給制度

【地域福祉課】

台風等の災害により住宅等に被害を受けた者の生活の立直しの援護を図るため、被災者が災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、その借り受け残額に対して利子を補給いたします。

- ・利子補給率 年 3%以内
- ・期 間 7 年以内
- ・対象限度額 500 万円

## 8. 災害援護資金の貸付

【地域福祉課】

災害の被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方で、災害により世帯主が負傷、住居・家財等に被害があった場合の生活建て直しに資するため、世帯主に対し災害援護資金を貸付けします。

- ・利 率 据置期間経過後 1.5% (連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間 3 年 (特別の場合は 5 年)  
なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・償還期間 10 年 (据置期間を含む)
- ・償還方法 年賦・半年賦・月賦 (元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・違 約 金 年 5.0% (支払期日までに償還されなかった場合等)

## 9. 地域福祉バス借上料補助事業

【地域福祉課】

貸切バスを利用して地域福祉の増進を目的とした視察、研修、社会福祉に関する活動を行う団体に対し、バス借上料の一部の補助を行います。

交付実績 (単位：件)

| 年度   | 4  | 5  |
|------|----|----|
| 交付件数 | 29 | 49 |

## 10. シルバーカードの交付

【高齢者福祉課】

65 歳以上の高齢者を対象に、緊急連絡先などを記入して携帯していただくシルバーカードを交付しています。

シルバーカード (旧シルバー身分証) 交付状況 (単位：人)

| 年度   | 3   | 4   | 5   |
|------|-----|-----|-----|
| 交付者数 | 234 | 214 | 289 |

## 1 1. みまもりあいプロジェクト事業

【地域包括ケア推進課】

### みまもりあいアプリの普及・啓発

認知症高齢者等の行方不明者搜索のため、(一社)セーフティネットリンケージが開発したスマートフォンの行方不明者搜索支援アプリ「みまもりあいアプリ」の普及・啓発を進めています。市に行方不明者情報が寄せられると、市役所から半径 20 キロメートル内にいるアプリ登録者に、行方不明者の性別・身長・体型・衣服・持ち物などの情報を共有し、行方不明者の早期発見につなげます。市民同士が見守り合える“互助のまちづくり”を目指しています。

搜索依頼発信実績 (単位: 件)

| 年度 | 搜索依頼発信実績    |
|----|-------------|
| 3  | 7 (うち未発見 1) |
| 4  | 6 (うち未発見 2) |
| 5  | 4 (うち未発見 0) |

## 施策 2 「生活困窮者への支援」

### 1. ホームレス総合相談

【地域福祉課】

地域福祉課がホームレス問題に関する総合的な相談窓口となり、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して、福祉サービスの利用等に関する相談・指導等を行うとともに、市民等からホームレス問題に関する苦情・要望等を受けた場合には、庁内関係課・関係機関と連携のもと解決を図っています。

令和 5 年度申出件数実績 (単位：件)

| 申出人    |    | 申出方法 |    | 相談内容    |    |
|--------|----|------|----|---------|----|
| ホームレス  | 1  | 窓口   | 0  | 荷物等撤去   | 1  |
| 他の公共機関 | 1  | 電話   | 32 | 福祉施設等入所 | 0  |
| 市民     | 21 | 市民の声 | 2  | 情報提供等   | 28 |
| 庁内他課   | 7  | メール  | 6  | 生活保護・治療 | 4  |
| その他    | 11 | その他  | 1  | その他     | 8  |
| 合 計    | 41 | 合 計  | 41 | 合 計     | 41 |

※「相談内容」については、1 件の申出で複数の相談を受けているものがあります。

### 2. ホームレス巡回相談

【地域福祉課】

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の起居する場所（主に公園・河川敷等の市内公共施設）を地域福祉課の職員（2 名 1 組）が巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談・指導等を行っています。

また、相談の結果により、保健・医療・福祉等の各種施策の活用にかかる助言を行うとともに、庁内関係課・関係機関との連携のもと必要な支援を行っています。

《令和 5 年度実施状況》

・実施期間（回数） 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

市内全域：1 コースにつき 4 回

船橋駅周辺：年 16 回（定期巡回：12 回 夜間巡回：4 回）

・延相談人数 38 人

### 3. ホームレス問題に関する庁内連絡会議

【地域福祉課】

市内公共施設を管理する課や、保健・福祉関係課など、庁内関係各課で構成した連絡会議を定期的開催し、ホームレスに対する自立支援対策の検討・情報交換等を行い、関係各課における共通認識や連携強化を図っています。

## 4. 生活困窮者自立支援制度

【地域福祉課】

平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行っています。

### (1) 自立相談支援事業

【地域福祉課】

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行います。

相談等件数 (単位：件)

| 年度    | 3       | 4       | 5       |
|-------|---------|---------|---------|
| 相談等件数 | 22, 214 | 22, 096 | 31, 068 |

### (2) 住居確保給付事業

【地域福祉課】

離職等又はやむを得ない休業等により、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を喪失した又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。

支給決定件数（延長等含む） (単位：件)

| 年度     | 3   | 4  | 5  |
|--------|-----|----|----|
| 支給決定件数 | 403 | 94 | 54 |

### (3) 就労準備支援事業

【地域福祉課】

就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

支援件数 (単位：件)

| 年度   | 3  | 4  | 5  |
|------|----|----|----|
| 支援件数 | 14 | 11 | 11 |

### (4) 家計改善支援事業

【地域福祉課】

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行います。

支援件数 (単位：件)

| 年度   | 3  | 4  | 5  |
|------|----|----|----|
| 支援件数 | 20 | 14 | 25 |

**(5) 一時生活支援事業（令和4年度から開始）**

**【地域福祉課】**

一定の住居を持たない生活困窮者の自立を図るため、一定の期間、宿泊場所や食事の提供等の支援を行います。

**支援件数** (単位：件)

| 年度   | 3 | 4 | 5 |
|------|---|---|---|
| 支援件数 | － | 3 | 7 |

**(6) 学習支援事業**

**【こども家庭支援課】**

就学援助認定世帯、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯等の中学生に対し、学習支援等を行います。また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の自習・面談等ができる場を提供します。

**参加者数** (単位：人)

| 年度 | 児童扶養手当受給世帯 | 生活保護受給世帯 | 就学援助認定世帯 |
|----|------------|----------|----------|
| 3  | 215        | 45       | 90       |
| 4  | 187        | 45       | 94       |
| 5  | 182        | 29       | 92       |

**5. フードバンク活動団体助成金**

**【地域福祉課】**

食料支援が必要な方への支援の安定化を図ることを目的に、市内でフードバンク活動を行う団体に対して、配送費の一部を助成します。

**交付実績**

| 年度 | 交付団体数（団体） | 交付額（円）  |
|----|-----------|---------|
| 4  | 1         | 295,000 |
| 5  | 1         | 298,000 |

## 6. 住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金

【地域福祉課】

物価高騰対策として、令和5年6月1日時点で船橋市に住民登録があり、令和5年度の住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯及び令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給しました。

支給実績 (単位：件)

| 対象        | 支給件数   |
|-----------|--------|
| 住民税非課税世帯  | 56,008 |
| 均等割のみ課税世帯 | 6,276  |
| 家計急変世帯    | 279    |
| 合計        | 62,563 |

物価高騰対策として、令和5年12月1日時点で船橋市に住民登録があり、令和5年度の住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯当たり7万円または10万円を支給するとともに、18歳以下の児童がいる世帯には児童1人当たり5万円を加算（こども加算）して支給しました。

支給実績

| 対象        | 支給件数（件） | こども加算（人） |
|-----------|---------|----------|
| 住民税非課税世帯  | 57,608  | 5,191    |
| 均等割のみ課税世帯 | 6,282   | 544      |
| 合計        | 63,890  | 5,735    |

## 7. 生活保護世帯等の自立支援の推進

### 【生活支援課】

生活に困窮する市民に対して、国の生活保護制度に基づき必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長し、低所得者の福祉の充実を図ります。

#### (1) 生活相談、指導の充実

ケースワーカー、指導員、面接員等専門職員の資質の向上に務め、民生児童委員等との密接な連携により、相談者の生活困窮の原因の的確な把握を行い、実情に即した相談、指導体制の充実を図ります。

##### ① 生活保護の相談及び開始、廃止の状況について

令和5年度の相談件数は1,959件で前年度と比較すると9件減少しており、申請件数は1,200件で30件の増加となっています。

また、申請件数の内、開始に至った件数は878件で前年度と比較すると10件の増加となっています。

生活保護の相談・開始・廃止の年度別推移

| 年度 | 相談件数（件） | 申請件数（件） | 却下件数（件）<br>（取下げ含む） | 開 始 |       | 廃 止 |       |
|----|---------|---------|--------------------|-----|-------|-----|-------|
|    |         |         |                    | 世帯数 | 人員（人） | 世帯数 | 人員（人） |
| 3  | 2,056   | 1,261   | 308                | 953 | 1,193 | 769 | 903   |
| 4  | 1,968   | 1,170   | 302                | 868 | 1,134 | 847 | 978   |
| 5  | 1,959   | 1,200   | 322                | 878 | 1,098 | 820 | 964   |

#### (2) 援護措置の充実

##### ① 保護の種類

生活保護法に基づく扶助の種類は次の8種類となっています。

- 1) **生活扶助** 衣食、その他日常生活に必要な扶助を行います。
- 2) **教育扶助** 教科書、学用品、教材費、給食費、その他義務教育に必要な扶助を行います。
- 3) **住宅扶助** 家賃、敷金、家屋の補修、その他住宅の維持の為に必要な扶助を行います。
- 4) **医療扶助** 病気の治療に必要な扶助を行います。
- 5) **介護扶助** 施設入所及び居宅等に係る介護の為に必要な扶助を行います。
- 6) **出産扶助** 出産の為に必要な扶助を行います。
- 7) **生業扶助** 生業に必要な資金、器具、資材及び技能修得、高校修学に必要な扶助を行います。
- 8) **葬祭扶助** 葬祭を行う為に必要な扶助を行います。

##### ② その他の援護事業

市では、生活保護法に定めるもののほか、独自に被保護者への援護として平成15年度から被保護児童・生徒が修学旅行に参加するための準備金として小学生1人につき3,000円、中学生1人につき5,000円を支給する被保護児童生徒修学旅行支度金事業を行っています。

また、平成20年度から民間賃貸住宅の入居等に際し、保証料が必要な被保護者に対し、保証会社への保証料を支給する被保護者賃貸住宅家賃等債務保証契約料支給事業を行っています。

その他に、令和3年度から生活保護を申請している要保護世帯であって、生活費の一部を援助する必要がある世帯に対し貸付を行う要保護世帯緊急援護資金貸付事業を行っています。

### (3) 生活保護の状況

#### ① 被保護世帯、人員及び保護率

令和5年度における、被保護世帯は7,510世帯、被保護人員は9,322人で前年度と比較すると世帯数で39世帯(0.5%)増加、人員で19人(0.2%)増加しています。

また、令和5年度の保護率(人口1,000人当たり)を見ますと、本市は14.41‰であり、全国平均16.3‰と比較すると下回っておりますが、千葉県(千葉市除く)平均12.98‰と比較すると上回っています。

被保護世帯、人員及び保護率の推移(月平均)

| 年度 | 人口(人)   | 被保護世帯 | 被保護人員<br>(人) | 保護率(人口1,000人当たり)(‰) |       |      |
|----|---------|-------|--------------|---------------------|-------|------|
|    |         |       |              | 船橋市                 | 千葉県   | 全国   |
| 3  | 644,263 | 7,374 | 9,211        | 14.30               | 12.73 | 16.3 |
| 4  | 645,728 | 7,471 | 9,303        | 14.41               | 12.85 | 16.2 |
| 5  | 647,056 | 7,510 | 9,322        | 14.41               | 12.98 | 16.3 |

扶助別の被保護人員の推移(月平均)

(単位:人)

| 年度 | 生活扶助  | 教育扶助 | 住宅扶助  | 医療扶助  | 介護扶助  | 生業扶助 | 出産扶助 | 葬祭扶助 |
|----|-------|------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 3  | 8,091 | 422  | 8,175 | 7,054 | 1,716 | 128  | 1    | 23   |
| 4  | 8,197 | 423  | 8,284 | 7,144 | 1,745 | 124  | 1    | 28   |
| 5  | 8,164 | 401  | 8,275 | 7,248 | 1,772 | 128  | 1    | 27   |

医療扶助人員入院・外来別推移(月平均)

(単位:人)

| 年度 | 被保護人員<br>(A) | 医療扶助人員    |           |       | 医療扶助率<br>B/A(%) | 入院率<br>C/B(%) |
|----|--------------|-----------|-----------|-------|-----------------|---------------|
|    |              | 総数<br>(B) | 入院<br>(C) | 外来    |                 |               |
| 3  | 9,211        | 7,054     | 300       | 6,755 | 76.6            | 4.3           |
| 4  | 9,303        | 7,144     | 312       | 6,831 | 76.8            | 4.4           |
| 5  | 9,322        | 7,248     | 319       | 6,929 | 77.8            | 4.4           |

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ② 年齢階級別構成

令和 5 年度の被保護人員は月平均 9,322 人となっており、年齢階級別の割合を見ますと 65 歳以上が 47.3%と約半数を占めています。

年齢階級別構成の推移（月平均）（単位：％）

| 年度 | 0 歳～14 歳 | 15 歳～64 歳 | 65 歳以上 |
|----|----------|-----------|--------|
| 3  | 6.5      | 44.8      | 48.7   |
| 4  | 6.5      | 45.5      | 48.0   |
| 5  | 6.4      | 46.3      | 47.3   |

年齢階級別人員の推移（月平均）（単位：人）

| 年<br>度 | 性<br>別 | 0～<br>5 歳 | 6～<br>14 歳 | 15～<br>19 歳 | 20～<br>39 歳 | 40～<br>59 歳 | 60～<br>64 歳 | 65～<br>69 歳 | 70 歳<br>以上 | 計     | 合 計             |
|--------|--------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------|-----------------|
| 3      | 男<br>性 | 83        | 218        | 150         | 369         | 1,318       | 440         | 516         | 1,859      | 4,953 | 9,211<br>100.0% |
|        |        | 0.9%      | 2.4%       | 1.6%        | 4.0%        | 14.3%       | 4.8%        | 5.6%        | 20.2%      | 53.8% |                 |
|        | 女<br>性 | 77        | 225        | 124         | 430         | 1,087       | 214         | 276         | 1,825      | 4,258 |                 |
|        |        | 0.8%      | 2.4%       | 1.3%        | 4.7%        | 11.8%       | 2.3%        | 3.0%        | 19.9%      | 46.2% |                 |
| 4      | 男<br>性 | 91        | 212        | 149         | 393         | 1,325       | 450         | 490         | 1,873      | 4,983 | 9,303<br>100.0% |
|        |        | 1.0%      | 2.3%       | 1.6%        | 4.2%        | 14.2%       | 4.8%        | 5.3%        | 20.2%      | 53.6% |                 |
|        | 女<br>性 | 77        | 221        | 132         | 452         | 1,097       | 244         | 259         | 1,838      | 4,320 |                 |
|        |        | 0.8%      | 2.4%       | 1.4%        | 4.9%        | 11.8%       | 2.6%        | 2.8%        | 19.7%      | 46.4% |                 |
| 5      | 男<br>性 | 93        | 206        | 144         | 409         | 1,331       | 455         | 455         | 1,844      | 4,937 | 9,322<br>100.0% |
|        |        | 1.0%      | 2.2%       | 1.5%        | 4.4%        | 14.3%       | 4.9%        | 4.9%        | 19.8%      | 53.0% |                 |
|        | 女<br>性 | 81        | 214        | 148         | 456         | 1,101       | 268         | 249         | 1,868      | 4,385 |                 |
|        |        | 0.9%      | 2.3%       | 1.6%        | 4.9%        | 11.8%       | 2.9%        | 2.7%        | 19.9%      | 47.0% |                 |

## ③ 被保護世帯の世帯別人員構成

令和 5 年度の被保護世帯数は月平均 7,510 世帯となっており、人員構成を見ますと、単身世帯が 83.4%と大半を占めています。

被保護世帯の世帯別人員の推移（月平均）（単位：世帯）

| 年度 | 区分 | 1 人   | 2 人   | 3 人  | 4 人  | 5 人  | 6 人  | 7 人以上 | 合 計    |
|----|----|-------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 3  |    | 6,103 | 902   | 255  | 68   | 24   | 9    | 13    | 7,374  |
|    |    | 82.8% | 12.2% | 3.5% | 0.9% | 0.3% | 0.1% | 0.2%  | 100.0% |
| 4  |    | 6,207 | 906   | 243  | 64   | 28   | 8    | 15    | 7,471  |
|    |    | 83.0% | 12.1% | 3.3% | 0.9% | 0.4% | 0.1% | 0.2%  | 100.0% |
| 5  |    | 6,267 | 891   | 240  | 59   | 27   | 9    | 17    | 7,510  |
|    |    | 83.4% | 11.9% | 3.2% | 0.8% | 0.4% | 0.1% | 0.2%  | 100.0% |

#### ④ 被保護世帯（除停止）の世帯類型別構成

令和５年度の被保護世帯（除停止）を世帯類型別に見ますと、高齢者世帯が 49.9%、傷病・障害者世帯は 22.9%となり、合わせて 7 割以上を占めています。

また、単身世帯数は 6,243 世帯となり、前年度と比較すると 58 世帯の増、２人以上の世帯は 1,234 世帯で前年度と比較すると 20 世帯の減となり、単身世帯の増加が目立っています。

世帯類型別構成比の推移（月平均）（単位：％）

| 年度 | 高齢者世帯 | 傷病・障害者世帯 | 母子世帯 | その他  |
|----|-------|----------|------|------|
| 3  | 51.4  | 21.7     | 4.7  | 22.2 |
| 4  | 50.7  | 22.3     | 4.7  | 22.3 |
| 5  | 49.9  | 22.9     | 4.6  | 22.6 |

世帯類型別構成の推移（月平均）（単位：世帯）

| 年度 | 単身世帯  |          |       |       | ２人以上の世帯 |          |      |       |       | 合計    |
|----|-------|----------|-------|-------|---------|----------|------|-------|-------|-------|
|    | 高齢者世帯 | 傷病・障害者世帯 | その他世帯 | 計     | 高齢者世帯   | 傷病・障害者世帯 | 母子世帯 | その他世帯 | 計     |       |
| 3  | 3,497 | 1,388    | 1,194 | 6,079 | 274     | 210      | 344  | 433   | 1,262 | 7,341 |
| 4  | 3,512 | 1,457    | 1,216 | 6,185 | 257     | 205      | 349  | 443   | 1,254 | 7,439 |
| 5  | 3,484 | 1,523    | 1,236 | 6,243 | 245     | 195      | 347  | 447   | 1,234 | 7,477 |

#### ⑤ 被保護世帯（除停止）の労働力類型別構成

被保護世帯（除停止）の内、働いている人がいない世帯は 86.7%となっており、非常に多い状況です。

また、世帯主が働いている世帯の内、常用勤労者世帯が前年度と比較して 8 世帯減となっています。常用勤労者世帯 643 世帯の内、母子世帯が 120 世帯であり、２割弱となっています。

被保護世帯の労働力類型別構成の推移（月平均）

| 年度 | 世帯主が働いている世帯 |            |            |            | 世帯主が働いていないが<br>世帯員が働いている世帯 | 働いている人が<br>いない世帯 | 合 計             |
|----|-------------|------------|------------|------------|----------------------------|------------------|-----------------|
|    | 常用者         | 日雇者        | 内職者        | その他の<br>就業 |                            |                  |                 |
| 3  | 642<br>8.7% | 75<br>1.0% | 32<br>0.4% | 30<br>0.4% | 132<br>1.9%                | 6,430<br>87.6%   | 7,341<br>100.0% |
| 4  | 651<br>8.8% | 84<br>1.1% | 34<br>0.5% | 36<br>0.5% | 133<br>1.8%                | 6,501<br>87.3%   | 7,439<br>100.0% |
| 5  | 643<br>8.6% | 81<br>1.1% | 97<br>1.3% | 38<br>0.5% | 131<br>1.8%                | 6,487<br>86.7%   | 7,477<br>100.0% |

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小  
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ⑥ 生活保護費

令和5年度の生活保護費の総額（市単分除く）は16,596,621千円で、前年度と比べると129,180千円増加しています。その内医療扶助費が42.9%を占め、次いで生活扶助費が32.1%となっています。

### 生活保護費の扶助別構成の推移

| 年度<br>扶助別   | 3          |            |      | 4          |            |      | 5          |            |      |
|-------------|------------|------------|------|------------|------------|------|------------|------------|------|
|             | 延人員<br>(人) | 扶助額        |      | 延人員<br>(人) | 扶助額        |      | 延人員<br>(人) | 扶助額        |      |
|             |            | (千円)       | (%)  |            | (千円)       | (%)  |            | (千円)       | (%)  |
| 生活扶助費       | 97,089     | 5,330,635  | 32.6 | 98,363     | 5,354,405  | 32.5 | 97,970     | 5,328,248  | 32.1 |
| 住宅扶助費       | 98,096     | 3,430,600  | 21.0 | 99,411     | 3,464,521  | 21.0 | 99,303     | 3,457,296  | 20.8 |
| 教育扶助費       | 5,065      | 48,531     | 0.3  | 5,074      | 48,357     | 0.3  | 4,811      | 45,762     | 0.3  |
| 医療扶助費       | 84,653     | 6,942,233  | 42.5 | 85,722     | 6,988,918  | 42.5 | 86,974     | 7,115,487  | 42.9 |
| 介護扶助費       | 20,587     | 451,526    | 2.8  | 20,938     | 479,703    | 2.9  | 21,267     | 513,114    | 3.1  |
| 出産扶助費       | 9          | 749        | 0.6  | 6          | 558        | 0.6  | 15         | 1,561      | 0.6  |
| 生業扶助費       | 1,538      | 26,524     |      | 1,488      | 27,239     |      | 1,533      | 29,224     |      |
| 葬祭扶助費       | 278        | 57,685     |      | 337        | 65,103     |      | 324        | 66,747     |      |
| 就労自立<br>給付金 | 86         | 4,005      | 0.02 | 80         | 3,484      | 0.02 | 89         | 4,205      | 0.03 |
| 進学準備<br>給付金 | 17         | 2,300      | 0.01 | 16         | 1,600      | 0.01 | 15         | 1,900      | 0.01 |
| 施設事務費       | 120        | 20,803     | 0.1  | 117        | 20,615     | 0.1  | 107        | 19,900     | 0.1  |
| 委託事務費       | 572        | 14,105     | 0.1  | 526        | 12,938     | 0.1  | 540        | 13,177     | 0.08 |
| 合 計         | 308,110    | 16,329,696 | 100  | 312,078    | 16,467,441 | 100  | 312,948    | 16,596,621 | 100  |

※各扶助額(%)は端数処理をしているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

## 施策3 「包括的な相談支援体制の構築」

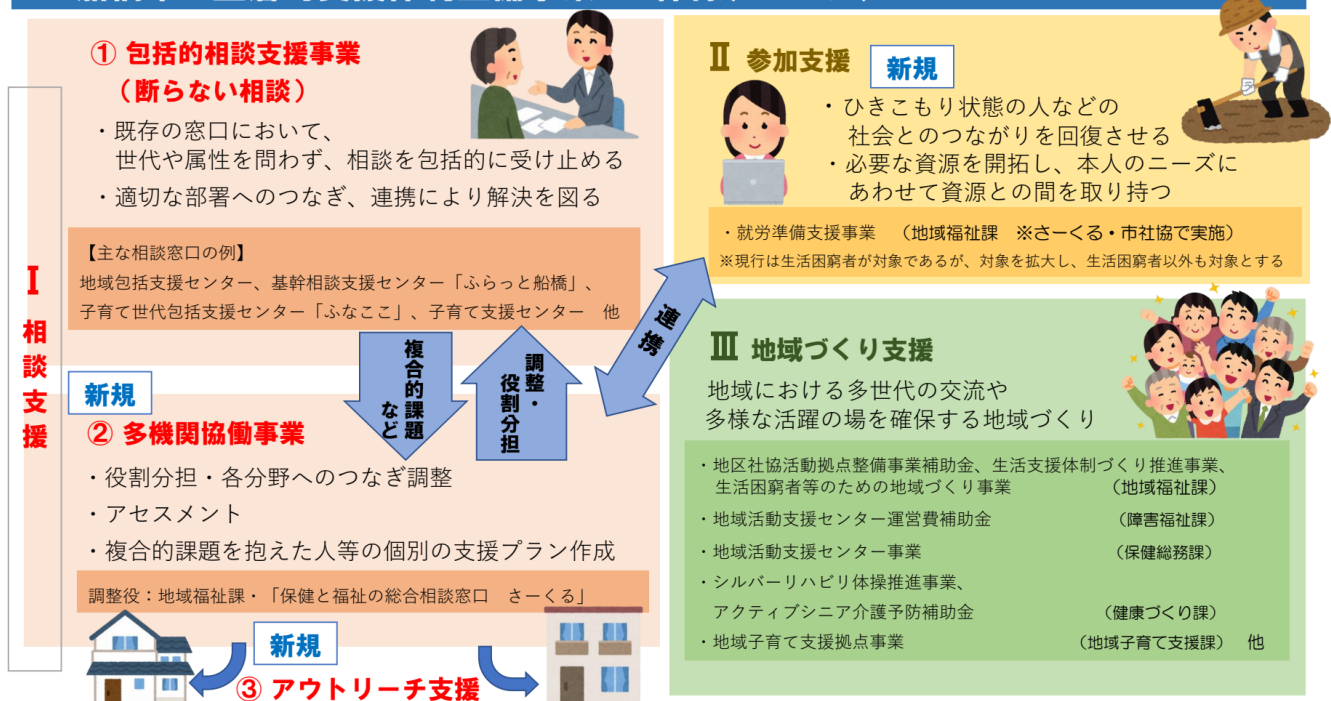
### 1. 重層的支援体制整備事業（令和5年度から開始）

【福祉政策課】

【地域福祉課】

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。

#### 船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)



#### 実施状況

（単位：件）

|                              | 5 年度 |
|------------------------------|------|
| 多機関協働事業 新規相談件数               | 296  |
| 多機関協働事業 支援プラン作成件数            | 8    |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 支援プラン作成件数 | 3    |
| 参加支援事業 支援プラン作成件数             | 5    |